

審 査 書

株式会社永川組大黒町本社工場中間処理プロジェクト環境影響評価準備書及び環境影響評価書に関する横浜市環境影響評価条例第23条第1項に規定する環境保全の見地からの意見は、次のとおりである。

横浜市長 中田 宏

第1 対象事業

1 事業者の氏名及び住所

氏名：株式会社永川組

代表者：取締役社長 永川 武夫

住所：横浜市瀬谷区二丁目14番地の1

2 対象事業の名称及び種類

名称：株式会社永川組大黒町本社工場中間処理プロジェクト

種類：廃棄物処理施設の建設

3 対象事業実施区域

横浜市鶴見区大黒町18番46

第2 審査意見

1 全般的事項

株式会社永川組大黒町本社工場中間処理プロジェクト（以下「本事業」という。）は、株式会社永川組が鶴見区大黒町18番46（以下「事業実施区域」という。）に廃棄物処理施設を建設しようとするもので、横浜市環境影響評価条例に規定する第1分類事業である。

本事業は、現在、産業廃棄物の積替え保管施設として使用されている建物に、新たに多段階選別機器類及び破碎施設（廃棄物の中間処理施設）を設置し、主に建設現場から発生する廃棄物を破碎処理することにより、廃棄物のリサイクルを推進しようとするものである。

事業実施区域の敷地面積は、14,749.36㎡である。今回、廃棄物の中間処理施設が設置される建物は、工場A棟（建築面積：7,656.52㎡）と工場B棟（建築面積：906.75

m²)である。工場A棟は、主に建設系混合廃棄物処理施設、廃プラスチック類圧縮処理施設など、工場B棟は、木くず破砕処理施設を設置する計画である。

事業実施区域周辺は、都市計画法に基づく用途地域が工業専用地域に指定されており、主に工場や倉庫等が立地している。また、臨港地区(工業港区)に指定されている。

事業実施区域は、西側を大黒運河に面し、南側に神奈川産業道路が、北側及び東側に他事業所が存在している。

事業の実施にあたっては、事業内容及び地域特性を考慮し、環境影響評価書に記載された事項に加え、以下に示す事項に留意する必要がある。

2 個別的事項

(1) 事業計画

ア 緑化計画

産業道路に面した側の植栽は、防火能力や耐潮性のある樹種を選定すること。

(2) 環境影響評価項目

ア 存在・供用時

(ア) 大気汚染

a 集じん機の吸入口の設置場所は、効率的な集じんができるよう検討し実施すること。

b 集じん機の排出口に既存の下向きのものであるが、拡散の状況を考慮すると屋根の上方に排出することが望ましいので、建屋の改修時には排出口の形状に配慮し改善するよう努めること。

c 集じん機の性能を確保するため、適切な保守管理を実施すること。

(イ) 地域社会

市道宝町 45 号線は、部分的に歩行者と車が分離されていないので、より一層の安全運転を指導・徹底すること。

なお、車両運行システムを効果的に使用し、効率的な車の運行に努めるなど環境に配慮すること。

(3) 事後調査

ア 大気汚染

粉じんの測定に当たっては、効果的な粉じん対策が行えるよう、平均的な状態のみを測定するのではなく最大値、最小値などの変動状況を把握できるよう測定すること。